

「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」企画提案仕様書

1 業務名

札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務

2 背景と目的

札幌市（以下「本市」という。）は、大正 11 年（1922 年）8 月 1 日に市制を施行し、令和 4 年（2022 年）に市制施行 100 周年という大きな節目の年を迎える。

これを記念して本市では、若者世代を始めとした幅広い年代の市民の皆さまに改めて札幌のまちへの愛着や誇りを深めていただくことで、次の 100 年も札幌が輝き続けていくためのきっかけづくりを行うことを目的として、令和 4 年 1 月から令和 5 年 3 月にかけて「札幌市制 100 周年記念事業」（以下「記念事業」という。）と題して様々な取組を実施する。

「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」（以下「本業務」という。）は、記念事業の包括的なプロモーション及び記念事業の根幹となる「札幌市制 100 周年記念式典」（仮称）の企画運営等を行うものである。

3 業務履行期間

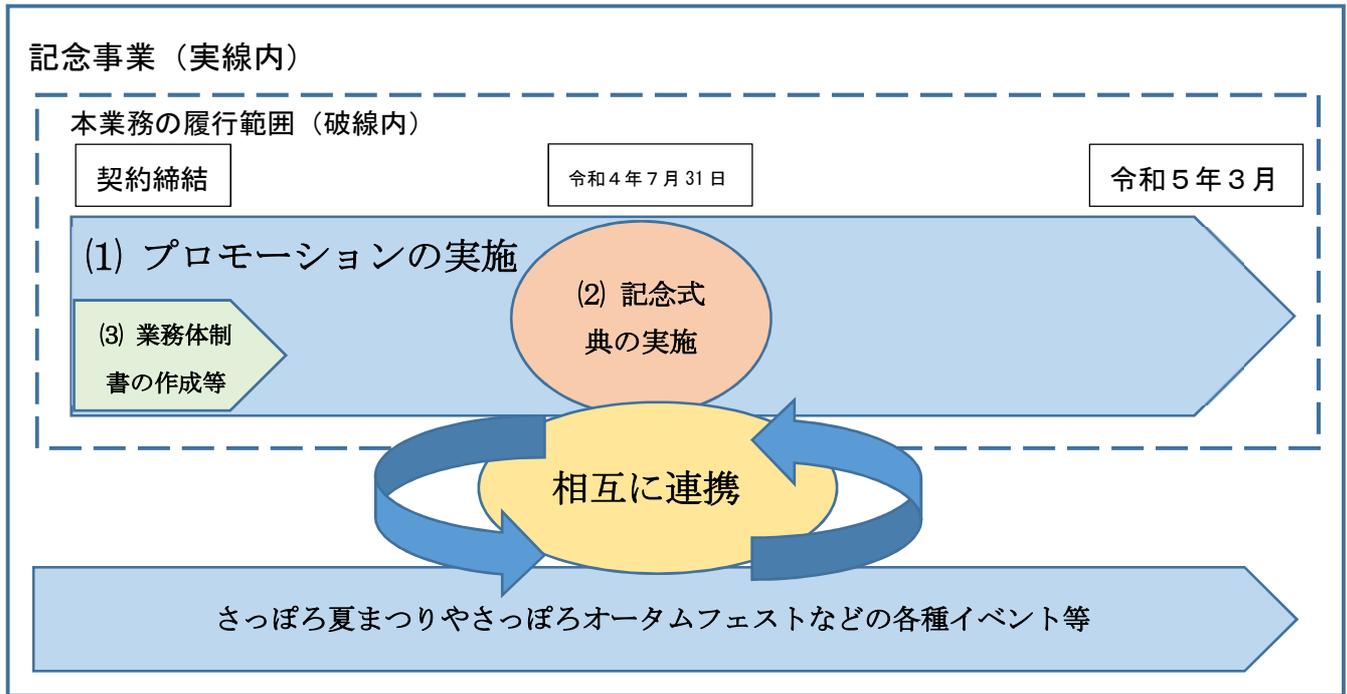
業務履行期間は、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の所定の日とする。

ただし、所定の日は、企画提案されたプロモーションの内容に応じ、委託者（本市。以下同じ。）が定める。

4 業務内容

受託者は、次の(1)～(3)に係る一切を本業務の範囲とし、業務実施に向けた広報、連絡調整、関係者との権利関係の調整及び業務に関わる企画運営等を一括して行うものとする。

なお、本業務の範囲のイメージは、次のとおりである。本市では、さっぽろ夏まつりやさっぽろオータムフェストなどの各種イベント等に「札幌市制 100 周年」の冠を付け記念事業として実施するなど、様々な連携イベントを予定している。このような連携イベントの運営は本業務の範囲に含まれないが、本業務において実施するプロモーション等は、これら連携イベントと相互に連携して実施する場合がある。



(1) プロモーションの実施

ア 企画提案を求める事項（プロモーション分）

次の(ア)～(エ)に係る事項について企画提案し、その内容に基づきプロモーションを行う。

(ア) 具体的なプロモーションの内容

効果的に「2 背景と目的」に掲げる目的を達成するために必要なプロモーションを企画提案すること。

単に市制 100 周年であることの一方向的な PR だけではなく、市民等が本市の観光資源や地域資源などの魅力を再認識するきっかけとなるような、市民参加型の企画を盛り込むこと。

なお、既存の枠にとらわれない奇抜な企画提案も、内容によっては積極的に採用する。

記念事業実施期間：令和4年1月1日～令和5年3月31日まで随時

プロモーション期間：効果的な時期・内容を提案すること

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況等によっては、プロモーションの実施時期、実施先及び実施内容等について、委託者と協議の上、当初の予定を変更し、同規模の他のプロモーションを実施すること。

(イ) 「札幌市制 100 周年記念イメージ映像」の作成及びその活用

上記(ア)のプロモーションの実施に当たり、札幌市制 100 周年を記念したイメージ映像を作成・上映することとし、そのコンセプト、構成、長さ及びパターン数等を、映像の活用方法（上映場所・媒体等）とともに企画提案すること。

(ウ) ウェブサイトの作成及びその活用

上記(ア)のプロモーションの実施に当たり、記念事業に係る特設ウェブサイトを作成・運営することとし、そのコンセプト及び構成等を、ウェブサイトの活用方法とともに企画提案すること。

また、ウェブサイトの作成に当たっては、新規に作成を行わず、既存のウェブサイト（<https://www.sapporocity100.jp/>）を改変することで、これに代えることができるものとする。

(エ) 記念グッズの作成及びその活用

上記(ア)のプロモーションの実施に当たり、記念グッズを作成・配布することとし、その活用方法とともに企画提案すること。

記念グッズの作成に当たっては、オリジナルの啓発グッズの作成のほか、民間企業等と連携して、既存の商品に「札幌市制 100 周年記念」の冠付けを行うことなども可能とするが、いずれの場合も環境負荷低減に配慮したアイテム選定を行うこと。

イ 留意事項

上記アの企画提案に当たっては、次の(ア)～(カ)に係る事項に特に留意すること。

(ア) 札幌市制 100 周年記念キャッチフレーズ&ロゴマークを活用すること。

(イ) プロモーションのメインターゲット層は、若者世代(概ね 10 歳代～40 歳未満)であること。

※ 記念事業を通じて、これからの札幌の未来を生きる若者世代を中心に札幌への愛着や誇りを深めてもらうことで、上述の「2 背景と目的」に掲げる目的の達成を図るため。

※ 本市が先に実施した、若者の意見を記念事業に取り入れるためのワークショップにおいて出された主な意見を、別紙資料として公開するので、企画提案の際に参考にされたい。ただし、これはあくまで企画提案のイメージを膨らませるための参考資料であり、企画提案の得点に直結するものではない。

(ウ) SNS など、メインターゲット層に届きやすい広報媒体を積極的に活用すること。ただし、メインターゲット層以外の世代も考慮して、広報媒体のバランスに配慮した戦略的なプロモーションとすること。

(エ) 若者世代の市民団体等との連携や、地域貢献に繋がるような企画が取り入れられることが望ましい。

(オ) 記念事業について多くの人に認知してもらい、興味を抱いてもらえるよう、後述する「札幌市制 100 周年記念式典」(仮称)の前後に重点的にプロモーションを行うなど、メリハリのある効果的かつ戦略的、インパクトのあるプロモーションを実施すること。

(カ) 集客力のある各種イベント等と連携するなど、費用対効果の高いプロモーションを行うこと。

- (キ) 壁面広告を実施する場合は、掲出箇所数や掲出期間を精査し、戦略的に実施すること。
- (ク) 歴史等に関する企画提案を行う場合、単なる過去の振り返りではなく、過去と現在を対比させることなどにより、面白みをもって歴史を感じることができるような内容にすること。
- (ケ) 北海道に先住しているアイヌ民族やLGBTの方々など、様々な立場の市民等に配慮したプロモーションとすること。
- (コ) 「札幌市制 100 周年記念花電車」(仮称) との連携について
本市では、記念事業のプロモーションの一環として、「札幌市制 100 周年記念花電車」(仮称。以下「花電車」という。) を下記のとおり運行する予定であるため、これと重複する企画提案は行わないこと。
ただし、本業務の受託者が行うプロモーションは、花電車のPRとも連携して行うこと。
 - a 概要
かつて本市で各種記念日等に運行していた「花電車」を復刻するもの。なお、花電車の装飾や運行に係る業務は、本業務には含まない。
 - b 運行予定日時
令和4年7月1日(金) から令和4年7月31日(日) までの内の土曜日、日曜日及び祝日(全11日) の午前10時00分から午後3時00分まで
 - c 使用する車両
ささら電車1台

(2) 「札幌市制 100 周年記念式典」(仮称) の実施

ア 概要

「札幌市制 100 周年記念式典」(仮称。以下「本式典」という。) を下記のとおり実施する。

(ア) 日時

令和4年7月31日(日)

実施時間は、午後4時00分頃から午後7時00分頃までの3時間程度を想定し、委託者が決定する。

(イ) 会場 札幌文化芸術劇場hitaru 劇場(札幌市中央区北1条西1丁目)

(ウ) 観客目標数 2,300人

※ 会場の最大座席数が約2,300席であるため上記の観客数を目標とするが、新型コロナウイルス感染症の流行状況等に応じて調整する場合がある。

(エ) コンセプト

若者世代を中心とした市民の方々が、札幌の未来について考えるとともに、先人たちの功績についても意識を向けることで、まちへの愛着や誇りが深まるような場とする。

イ 業務範囲

委託者（札幌市）	受託者
<p>(ア) 会場等の確保及び使用料の支払 委託者は、本式典の会場となる劇場のほか、リハーサル場所としてh i t a r u内のクリエイティブスタジオ、中練習室1及び中練習室2の確保を行う。 また、これらの会場等に係る使用料は、委託者が施設に対して直接支払うものとする。</p> <p>(イ) プログラムの決定 受託者の助言を受けながら、本式典のプログラムを決定する。 なお、想定されるプログラムは下記ウのとおり。</p> <p>(ウ) 委託者が選定するゲスト（以下「必須ゲスト」という。）の出演交渉・決定 必須ゲストは、企画提案には含まず委託者において検討するものとする。 なお、必須ゲストの出演料等は、8,000,000円の範囲で委託者において決定する。</p> <p>【必須ゲストに含まれるもの及び人数の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ舞踊を行う団体 1団体 ・ 本市に縁の歌手等 1名 ・ クロストークに出演する芸能タレント等 1名～3名程度 （ただし、グループでの出演となる場合、人数が想定よりも多くなることもある。） 	<p>(ア) 観客募集及び式典運営 観客の募集、抽選及び結果通知のほか、台本の作成、出演者との連絡調整及び当日の会場運営等の一切を実施すること。</p> <p>(イ) 委託者のコンサルタント業務 プログラムや出演者の選定等において、委託者の求めに応じて助言を行うこと。</p> <p>(ウ) ビデオメッセージの作成及び放映 ビデオメッセージの撮影、編集、放映及び出演者との調整を行うこと。</p> <p>(エ) 出演料等の支払 左欄の必須ゲストに対し、8,000,000円の範囲で委託者が決定する出演料等を支払うこと。 なお、当該8,000,000円については、当初の契約金額に含めているため、必須ゲストの出演交渉に際し出演料等が8,000,000円を下回った場合、委託者と受託者の双方の協議により契約金額の改定を行う。 また、受託者が企画提案した出演者（以下「提案ゲスト」という。）については、受託者が出演料等を支払うこと。</p> <p>(オ) 企画提案内容の実施 下記エにおいて受託者が企画提案する内容を実施すること。 なお、提案ゲスト（ビデオメッセージ、市民団体、その他）との交渉については受託者が行う。</p> <p>(カ) その他会場関連経費等の支払 会場内の機材を借りる場合の使用料その他の経費は、受託者が負担し支払うこと。</p>

ウ 想定プログラム（順番は企画提案による。）

プログラム	想定時間
オープニングアクト①（必須ゲスト）	15分
アイヌ舞踊 北海道に先住しているアイヌの方々による舞踊	
オープニングアクト②（必須ゲスト）	15分
本市に縁の歌手等によるライブパフォーマンス	
市長からの式辞及び来賓者からの祝辞の発表	10分
本市に縁の著名人からのビデオメッセージ上映（提案ゲスト）	企画提案
市長と著名人によるクロストーク等（必須ゲスト）（提案ゲスト）	企画提案
これからの未来に関する事柄等（例：SDGs）をテーマにした市長と著名人によるクロストークなどを企画提案に基づいて実施（企画提案）。 なお、テーマの提案にあたり、そのテーマについて適任と思われるゲストがいる場合は提案すること（提案ゲスト）。	
「市制100周年お祝いバースデーケーキ」のお披露目式	15分
さっぽろスイーツプロジェクトの一環として、市制100周年をお祝いするバースデーケーキのお披露目を行う。	
「札幌の平和な未来」メッセージの表彰式	15分
委託者が市内の中学生から募集した「札幌の平和な未来」メッセージについて、優秀作品2点の受賞者の表彰を行う。	
市民団体によるプログラム（提案ゲスト）	企画提案
本市で活動する市民団体等によるプログラムを行う（企画提案）。	

※ プログラムや出演者等については、委託者と受託者の双方の協議により、追加や差替えを行うことができるものとする。

エ 企画提案を求める事項（本式典分）

「4(1) プロモーションの実施」と同様、本式典のメインターゲット層も若者世代であるということを踏まえ、次の(ア)～(ウ)に係る事項について企画提案すること。

(ア) 式典会場の一体感の演出方法

本式典の会場において、ステージと観客席が一体感を得ることができるような演出・企画を提案すること。

(イ) 本式典のプログラムについて

上記ウで想定されているプログラムである「本市に縁の著名人からのビデオメッセージ上映」、「市長と著名人によるクロストーク等」及び「市民団体によるプログラム」について、出演者及びプログラム内容、プログラムの順番を企画提案すること。

なお、ビデオメッセージの出演者は、2～3名程度を想定する。

また、本式典の趣旨に合う追加プログラムがあれば提案すること。

(ウ) 司会者

本式典の進行を円滑に行い、かつ盛り上げることができるような司会者1名を提案すること。

(エ) 本式典のPR方法

本式典の前後に実施される他の各種イベント等と連携するなど、記念事業全体のプロモーションと一体的かつ効果的なPR方法を提案すること。

(オ) 来場者特典

ノベルティグッズや、本市内の飲食店等と連携したクーポンチケットなど、市民等が式典に参加したくなるような来場者特典があれば企画提案すること。

オ 会場の利用

(ア) hitaru内のクリエイティブスタジオ、中練習室1及び中練習室2については、委託者において確保しているため、必要に応じて出演者のリハーサル場所等として使用させることができる。

また、劇場、クリエイティブスタジオ、中練習室1及び中練習室2の使用可能時間は本式典の当日午前9時00分から午後10時00分までであるため、この時間内に会場の設営及び撤去等を行うこと。

(イ) 会場内のロビー等には、市制100周年の節目の訪れを感じられるよう、委託者が提供する画像データ等を活用したパネルを展示するなどの装飾を施すこと。

カ 来場者の招待・当日対応

(ア) 本式典への一般来場者は、応募による抽選制とするなど、公正公平な方法で決定すること。また、一般来場者に対し、本式典の感想をアンケート調査し、その集計結果を委託者に報告すること。

(イ) 会場内の案内、入場規制、迷子の対応、落とし物の管理及び障がい者対応等、来場者に関する対応全般を行うこと。

(ウ) 来場者が滞留し会場が混乱することのないよう、誘導・整理を徹底すること。

(エ) 十分な教育・訓練を修了した警備員や警備スタッフ等を会場内に常駐させ、警備業務に従事させること。

(オ) 来場者やスタッフ等の普通傷害保険への加入など、適切な種類、十分な補償金額及び内容の保険を、受託者の責任のもと手配し加入すること。

(カ) 本式典の終了後、1か月以内に本式典に係る事業報告書を作成し、委託者に提出すること。事業報告書は、写真や画像等を用いて実施記録としてまとめるほか、委託者とその内容について協議のうえ詳細に作成し、データで提出すること。

(3) 「業務体制書」及び「実行計画書」の作成・提出

本業務を円滑かつ効果的に遂行するための業務体制及び実行計画を企画提案し、下記ア及びイを提出すること。

ア 業務体制書

本業務を遂行するに当たっての体制、実施方法及び責任の所在等を記載した「業務体制書」（様式は問わない。）を提出すること。

なお、業務体制の構築に当たっては、本業務全体の統括及び委託者との調整窓口を担う統括担当を設置し、常時委託者と連絡が取れる体制を設けること。

イ 実行計画書

本業務全体（上記(1)及び(2)を実施するための準備行為を含む。）を遂行するための計画を記載した「実行計画書」（様式は問わない。）を提出すること。

5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について

本業務の遂行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3密（密閉、密集、密接）の回避、飛沫感染・接触感染防止、殺菌・消毒の徹底、体調管理・確認の徹底及び広報・周知の徹底等、基本的な感染対策を必ず講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の流行状況等の事情に応じて、委託者と受託者の双方の協議により、本業務の内容を変更することができるものとする。

6 本業務完了後に提出する成果物

受託者は、本業務全体の完了後、すみやかに次の成果物を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 業務報告書（A4縦、カラー両面印刷） 5部
- (3) (2)のデータを収めたCD-R又はDVDなどのメディア 2枚

※ メディアのフォーマット及びファイル形式等は、Windowsに対応したものとし、事後に改変が可能な状態で納品すること。

7 環境への配慮について

本業務の遂行に当たっては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 個人情報及び特定個人情報等の取扱いについて

受託者は、本業務を遂行するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記1「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

受託者は、本業務を処理するに当たって特定個人情報等を取り扱う必要が生じた場合には、事前に委託者に申し出たうえで了承を得ること。また、別記2「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

9 権利関係

- (1) 本業務の遂行に当たっては、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 受託者は、納品した成果物について、受託者が有する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。
なお、成果物が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨を踏まえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 受託者は、納品した成果物について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (7) 委託者は、著作権法第20条第2項の規定に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (8) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

10 特記事項

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理することとし、この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上で決定する。
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、調査、計画等の内容は第三者に漏らさないこと。本業務に係る契約が終了又は解除された後においても同様とする。

- (4) 受託者は、関係法令等を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (5) 本業務の遂行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (6) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りでない。また、受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) 記念事業において、本業務とは別に業務委託を行うことにより、他業者との連携を求められることがある。その場合、相互に協調を保ち作業の便宜と進捗を図ること。
- (8) 本業務の遂行に当たってクレームが生じた場合、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告し対応を協議すること。
- (9) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。